

丹波市農業委員募集要項

丹波市では、令和 8 年 6 月 30 日の現農業委員の任期満了に伴い、農業に関する知識と熱意を持ち、農業委員会の職務を適切に行うことのできる農業委員を募集します。

1. 募集人数

24 人

2. 任期

令和 8 年 7 月 1 日から令和 11 年 6 月 30 日まで（3 年間）

3. 身分

丹波市特別職に属する非常勤の職員

4. 報酬の額

月額 34,500 円（※報酬の額から源泉徴収税額を差し引いた額が支給されます。）

5. 主な業務

- （1）毎月 2 回程度の会議等への出席（現地活動は随時）
- （2）農地法の権限に基づく農地の権利移動や転用等に係る許認可
- （3）農地法等に基づく申請地の調査
- （4）農地法に基づく市内農地の利用状況の調査及び調査結果の報告
- （5）農地等の利用の最適化の推進
 - ①地域計画の策定・変更に取り組むための地域の農業者等の話し合いの推進
 - ②農地の出し手・受け手へのアプローチを通じた農地利用の集積・集約化の推進
 - ③遊休農地の発生防止と解消の推進
 - ④新規参入の促進
- （6）農業一般に関する調査及び情報提供
- （7）農業及び農村に関する事項についての意見公表
- （8）研修会等の自己研さん

6. 応募資格

被推薦人（推薦を受ける者）及び応募者は、農業に関する識見と熱意を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の職務を適切に行うことができる方です。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、応募できません。

- （１）破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- （２）拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- （３）法律上、農業委員と兼務を禁止されている職にある者
- （４）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第 2 条に規定する暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者

7. 募集期間

令和 7 年 10 月 6 日（月）から令和 7 年 11 月 7 日（金）まで

※募集人数に満たない場合等は、期間を延長することがあります。

8. 推薦及び応募方法

- （１）個人または団体等からの推薦
- （２）個人による応募（自薦）

9. 推薦及び応募書類の提出方法

市役所春日庁舎農林振興課もしくは各支所の窓口で申込書を受け取るか、丹波市ホームページより以下の申込書をダウンロードし、必要事項を記入のうえ、募集期間内（土・日・祝日を除く）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までに下記の提出先まで提出してください。

提出書類

- （１）推薦の場合・・・（様式第 1 号）丹波市農業委員推薦申込書
- （２）応募の場合・・・（様式第 2 号）丹波市農業委員応募申込書

提出先

丹波市役所 春日庁舎 4 階 農林振興課
本庁舎（氷上庁舎）1 階 氷上支所
柏原支所、青垣支所、山南支所、市島支所

10. 選考方法

丹波市農業委員候補者選考委員会を開催し、募集要件を満たしているかに併せ、以下についても考慮しながら選考を行います。

農業委員の過半（13人以上）が、認定農業者等となること。

農業経営を行っていない「中立委員（生産物の販売を行っていない小規模農家を含む。）」を1人以上含むこと。

「女性」や「青年（50歳以下）」の優先的な選考に配慮すること。

11. その他

（1）農業委員と農地利用最適化推進委員に同時に推薦、応募することはできませんが、兼任はできません。（ただし、連携協力して活動します。）

（2）被推薦人及び応募者に係る次の事項について、関係機関等に確認を行います。

- ①推薦・応募資格に関する事項
- ②農地法に関する法令違反等の有無
- ③農業経営の状況等

12. 公表

推薦・応募された内容は、一部箇所を除き募集期間中及び募集終了後に丹波市ホームページ等にて公表しますので、あらかじめご了承ください。

（公表内容：推薦者名、応募者名、職業、年齢、経歴、農業経営規模、推薦・応募理由等）

なお、選考結果に関する問い合わせ、異議申し立てについては、一切受け付けできません。

13. 問合せ先

丹波市産業経済部農林振興課農政係

〒669-4192 丹波市春日町黒井 811 番地 （丹波市役所春日庁舎）

電話 0795-74-1465

（土・日・祝日を除く毎日午前8時30分から午後5時15分まで）